平成２２年（フ）第９号
山口県下関市豊田町大字矢田528番地１
破産者　國分　久巧
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第５２６号
佐賀県鳥栖市山都町1666番地98、住民票上の住所佐賀県鳥栖市神辺町95番地２
破産者　徳渕　広美
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第１０６７号
大阪市平野区加美鞍作２丁目９番10号ハイコート加美405、開始決定時の住所大阪市平野区加美南４丁目４番22号
破産者　ウッズ製作所こと　森　　靖明
１　破産債権の届出期間　平成22年９月27日まで
２　一般調査期日　平成22年10月28日午後４時
平成22年８月26日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第２７６号
和歌山県岩出市岡田978番地、商業登記簿上の本店所在地和歌山県東牟婁郡太地町大字森浦703番地４
破産者　株式会社和幸
１　期日　平成22年12月６日午前11時５分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年８月25日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第１８２号
大阪市浪速区湊町１丁目４番38号
破産者　株式会社ラミＮＯＶＡ
１　期日　平成22年９月30日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年８月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２７号
大津市石居３丁目４番13号　リバージュマンション103
破産者　コスモ産業こと　藤澤　恭二
１　期日　平成22年10月13日午前10時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年８月25日　　大津地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第３７３０号
大阪府東大阪市昭和町20番３号　シャトー天平302号
破産者　安堵　陽亮
異議申述期間　平成22年10月21日まで
平成22年８月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１６号
宮崎県都城市志比田町5700番地
破産者　九州文永堂直販株式会社
異議申述期間　平成22年10月26日まで
平成22年８月26日　宮崎地方裁判所都城支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第２２７号
愛知県一宮市西萩原字神明前２番地　西萩原宿舎１棟304号
破産者　樋江井和彦
１　決定年月日　平成22年８月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０５６号
東京都新宿区四谷１丁目２番地
清算株式会社　株式会社三友
１　決定年月日　平成22年８月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第３０１７号
大阪市淀川区三国本町２丁目12番４号
清算株式会社　エムエスメディカル株式会社
１　決定年月日　平成22年８月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２０４６号
東京都江東区豊洲３丁目１番１号
清算株式会社　株式会社ギャラクシーエクスプレス
代表清算人　近田　哲夫
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定に基づく弁済は、別紙債権者目録記載の協定債権者に対し、各協定債権者又はその委任を受けた者に対して支払う方法により実施する。
２　割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
１　協定債権の弁済及び免除
⑴　弁済及び免除
ア　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権及び特別清算の手続きに関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額（以下「控除金額」という。）を、それぞれ控除したうえで、残った現預金について協定債権者の総債権額で除した比率の金員を弁済する。
イ　上記アによる弁済の結果、なお清算株式会社に現預金が残る場合には、その残額が零になるまで、上記アによる弁済に際し上記第１の２により切り捨てた端数の金額が大きい債権者から、順に１円ずつ追加で弁済する。
ウ　各協定債権者は、上記ア及びイによる弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑵　追加弁済
ア　上記⑴項による弁済の終了後、清算株式会社に新たな財産が発見された又は清算株式会社が新たに債務の弁済を受けた等の理由により、清算株式会社が有する現預金から、控除金額を控除してもなお残額が存する場合は、清算株式会社は、各協定債権者に対し、当該現預金の残額を、協定債権者の総債権額で除した比率の金員を弁済する。
イ　上記アによる弁済の結果、なお清算株式会社に現預金が残る場合には、その残額が零になるまで、上記アによる弁済に際し上記第１の２により切り捨てた端数の金額が大きい債権者から、順に１円ずつ追加で弁済する。
ウ　清算株式会社が上記ア及びイによる弁済を行った場合においては、各協定債権者が上記⑴項ウにより行った残債務の免除は、当該弁済がされた限度において効力を失うものとする。
以上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２号
滋賀県大津市玉野浦４番14号
清算株式会社　エスアンドエフ株式会社
代表清算人　磯田　光男
１　決定年月日　平成22年８月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、平成22年６月２日以降の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。